

岡本小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は岡本小学校PTAという。
第2条 この会は事務所を岡本小学校に置く。

第2章 目的

- 第3条 この会は保護者と教職員が協力して、学校と家庭と社会における児童・青少年の幸福と成長をはかることを目的とする。

第3章 会 員

- 第4条 ① この会の会員は、岡本小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わるもの及び小学校教職員とする。
② 校長は、学校管理ならびに教育上の立場から、本会と連携をとり、運営委員会に出席し、意見を述べるができる。
第5条 この会の会費は、月額200円とする。
第6条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第4章 会 計

- 第7条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によってまかなう。
第8条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
第9条 この会の決算は、会計監査を総会に報告され、承認を得なければならない。
第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 役 員

- 第11条 この会に次の役員を置く。
会長 1名(保護者) 書記 2名(保護者1名 教職員1名)
副会長 3名(保護者2名 教頭) 会計 2名(保護者1名 教職員1名)
第12条 役員は、総会に出席した会員の無記名投票により、選出される。ただし、総会の議決により他の方法により選出することができる。
第13条 役員任期は1年とし、同じ役員の職については再任を妨げない。
① 役員は引き続いて他の役員に選出されることができる。ただし学校職員を除き、役員の職にあることが連続して4年を超えてはならない。
② 役員は、選挙管理委員会及び指名委員を兼ねることができない。
③ 役員を含む運営委員を2年以上務めた保護者会員は、その後は、その家庭の子の数に関係なく各種委員を免除される。ただし、自薦・他薦により、本人が希望して各種委員に選出される場合の再任を妨げるものではない。
第14条 会長は会を代表し、会務を総括する。
① 総会及び運営委員会を招集する。
② 各委員会の委員長を委嘱する。
第15条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
第16条 書記は、この会の運営に必要な庶務を行う。
第17条 会計は、総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を行う。

第6章 会計監査委員

- 第18条 この会の監査をするために、3名の会計監査委員を置く。
第19条 会計監査委員は、総会において選出する。
第20条 会計監査委員は、必要に応じて随時会計監査を行い、定期総会において会計監査報告を行う。
第21条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第7章 選挙管理委員会

- 第22条 選挙管理委員会は、運営委員会より3名を選出し、役員選挙に関する事務を処理する。
第23条 選挙管理委員会は、その任務を終了した時に解任される。

第8章 総 会

第24条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第25条 ① 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

② 定期総会は、4月に開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1の要求があった時に開催する。

第26条 総会は、会員の3分の1以上の出席により開催する。

第27条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。

第9章 運営委員会

第28条 運営委員会は、役員・常置委員会・地区委員会・学年委員会の代表者、特別委員会のある時は、その委員長をもって構成し、行事の執行にあたる。

第29条 運営委員会は、必要に応じて委員の2分の1以上の出席により開催する。

第30条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

第10章 常置・地区・学年委員会及び特別委員会

第31条 常置委員会・地区委員会・及び学年委員会を置き、活動にあたる。

第32条 特別な事項について、必要ある時は、特別委員会を設けることができる。

第11章 細則

第33条 この会の運営に必要な細則は、運営委員会で決めることができる。

附 則

- 1 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ、改正することができない。
- 2 本規約は、昭和47年 4月 1日より実施する。
- 3 本規約は、昭和48年12月17日より一部改正実施する。
- 4 本規約は、昭和53年 4月24日より一部改正実施する。
- 5 本規約は、昭和61年 4月24日より一部改正実施する。
- 6 本規約は、平成 2年 4月24日より一部改正実施する。
- 7 本規約は、平成 9年 4月24日より一部改正実施する。
- 8 本規約は、平成18年 4月28日より一部改正実施する。
- 9 本規約は、平成19年 4月27日より一部改正実施する。
- 10 本規約は、平成27年 4月17日より一部改正実施する。
- 11 本規約は、平成29年 4月28日より一部改正実施する。
- 12 本規約は、平成31年 4月24日より一部改正実施する。
- 13 本規約は、令和 2年 5月25日より一部改正実施する。